

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、神崎市  
土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 6 年 3 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	古賀 益男	神崎市千代田町下西633番地 8	令和 6 年 3 月 31 日 退任
〃	内川 修治	〃 〃 用作1546番地 4	〃
〃	黒田 友幸	〃 〃 〃 501番地	〃
〃	永沼 彰	〃 〃 姉790番地 2	〃
〃	古川 典仁	〃 〃 下板969番地 8	〃
〃	中島 正則	〃 〃 渡瀬1853番地	〃
〃	篠原 康弘	〃 〃 境原2182番地 1	〃
〃	園田 和孝	〃 神埼町志波屋2285番地	〃
〃	平川 秀典	〃 〃 田道ヶ里67番地第 1	〃
〃	齊藤 信	〃 〃 永歌1234番地	〃
〃	内田 博隆	〃 〃 本告牟田1749番地	〃
〃	柳川 芳和	〃 〃 尾崎2330番地	〃
〃	福田 文雄	〃 〃 鶴598番地	〃
監事	山崎 唯之	〃 〃 〃 3901番地135	〃
〃	糸山 勲夫	〃 〃 本堀1398番地	〃
〃	中村 昭美	〃 千代田町餘江351番地	〃
理事	内川 修治	〃 〃 用作1546番地 4	令和 6 年 4 月 1 日 就任
〃	大坪 宏	〃 〃 柳島1037番地	〃
〃	樋口 康明	〃 〃 直鳥475番地 1	〃
〃	古賀 益男	〃 〃 下西633番地 8	〃
〃	小柳 一寿	〃 〃 餘江1292番地 2	〃
〃	江頭 俊光	〃 〃 嘉納807番地	〃
〃	中村 清隆	〃 〃 迎島1588番地	〃
〃	小渕 英俊	〃 神埼町永歌721番地	〃
〃	内田 博隆	〃 〃 本告牟田1749番地	〃
〃	柳川 芳和	〃 〃 尾崎2330番地	〃
〃	徳川 博人	〃 〃 的782番地	〃
〃	平川 秀典	〃 〃 田道ヶ里67番地第 1	〃

〃	牟田 修一	〃	〃	城原3830番地	〃
監事	吉原 俊樹	〃	〃	神埼403番地	〃
〃	綿島 新	〃	〃	竹3170番地 1	〃
〃	米光 義則	〃	〃	千代田町渡瀬1840番地 1	〃